（定員の遵守）

第百二十条の三　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第百二十条の四　指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第百二十二条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第百二十三条中「第八条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第六十七条、第百条及び第百二条から第百四条まで」を「第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十三条の三、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第八条及び第三十条中「第二十六条」」を「第四十九条の二及び第五十三条の四中「第五十三条」」に、「第十三条中」を「第四十九条の七中」に改め、「、第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第百二十五条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百三十二条第一項第二号イ及びロ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。

第百三十三条第二項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第二項から第六項まで」に改める。

第百三十九条に次の一項を加える。

2　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

第百三十九条の二　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百四十一条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第百四十二条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十二条、第百二条、第百四条及び第百五条」を「第四十九条の二から第四十九条の七まで、第四十九条の九から第四十九条の十一まで、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十三条の三、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで及び第六十七条」に、「第百二条第三項及び第百四条中「介護予防通所介護従業者」」を「第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」」に改める。

第百五十三条第一項第二号イ及びロ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。

第百五十九条中「第百三十七条」の下に「、第百三十九条の二」を加え、「第百二条」を「第百二十条の二」に改める。

第百七十九条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「、指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。）」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防通所介護事業所等」に改める。

第百八十条第四項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条第五項中「（指定居宅サービス等基準第百四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）」を削る。

第百八十三条第一項及び第百八十四条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百八十五条中「第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十三条まで、第三十四条」を「第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十三条の四から第五十三条の七まで、第五十三条の八」に、「第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条、第百二条、第百四条、第百五条」を「第五十三条の九から第五十三条の十一まで、第百二十条の二、第百二十条の四」に、「第十九条中」を「第四十九条の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十三条の四中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」と」の下に「、第百三十九条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百八十八条第一項第四号イ中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百九十四条第二項第二号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。